

平成 26 年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会
定例会議審議概要

開催日及び場所	平成 26 年 9 月 30 日（火） 環境省省議室
出席委員 (50 音順)	大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授）、田路至弘（弁護士）、野村豊弘（日本エネルギー法研究所理事長）、蓑輪靖博（福岡大学法学部教授）、森嶋昭夫（名古屋大学名誉教授）
開催趣旨	<p>環境省が発注する物品・役務等に係る契約について、契約方式を含む契約過程や契約内容の透明性の確保、予算執行の効果的な実施など環境省における公共調達の一層の適正化を図る観点から、平成 25 年度に当省が締結した物品・役務等の契約の中から抽出した事案の審議を行った（これ以下、「定例会審議」という）。</p> <p>また、公益法人改革の一環として、発出された内閣府通知「政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について」（平成 23 年 2 月 9 日府益担第 1560 号）に基づき、内閣府大臣官房公益法行政担当室から事後チェックの実施依頼があった法人に対する「支出」の内容について、検証を行った（これ以下、「事後チェック」という）。なお、実施依頼があった対象業務について、現在、廃止している、又は継続支出や一者応札が解消されているものについては、事後チェックは不要とした。</p>
審議案件	<p>総数 12 件</p> <p>【定例会審議案件】 10 件</p> <p>○競争入札方式（6 件） <総合評価落札方式></p> <p>① 平成 25 年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業支援委託業務</p> <p>② 平成 25 年度原子力災害影響調査等事業（放射線の健康影響に係る解析手法等に関する研究調査事業）委託業務</p> <p>③ 平成 25 年度 POPs 条約対応総合対策検討業務</p> <p>④ 平成 25 年度我が国循環産業海外展開事業化促進のための情報発信及び研修企画・運営等業務</p> <p>⑤ 平成 25 年度先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業に係る制度運用委託業務</p> <p><最低価格落札方式></p> <p>⑥ 平成 25 年度から平成 28 年度環境アセスメント環境基礎情報</p>

	<p>データベースシステム構築業務に係る機器借上及び保守委託業務</p> <p>○随意契約（2件）</p> <p>⑦ 平成25年度北西太平洋地域海行動計画活動推進事業業務</p> <p>⑧ 平成25年度全国野鳥保護のつどい記念式典実施業務</p> <p>○参加者確認公募方式（1件）</p> <p>⑨ 平成25年度揮発性有機化合物由来の二次生成有機粒子分析方法の開発・検討業務</p> <p>○不落・不調随意契約（1件）</p> <p>⑩ 平成25年度市場メカニズムクレジットの需給をめぐる周辺動向の調査・分析事業委託業務</p> <p>【事後チェック案件】総数2件</p> <p>○一般社団法人 土壤環境センター</p> <p>⑪ 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務</p> <p>○公益財団法人 日本環境協会</p> <p>⑫ 環境カウンセラー事業運営業務</p>
委員の意見等	<p>別紙のとおり（抽出された個々の契約案件についての意見具申、または勧告はなかった。）</p> <p>公益法人事後チェックについての検証結果については、対象業務毎に別添のとおり</p>

今回の審議全般を通しての委員の見解

- 「随意契約の適正化の一層の推進」により、様々な契約方式が定められ、競争性や透明性が高まるという意味からは基本的によい仕組みである。しかしながら一方で、最近の本委員会での審議案件でも、業務内容等の特殊性から一者応札が継続し、一般競争入札（総合評価落札方式も含む。）や企画競争方式のままでよいのかというものがある。また、最終的に国として責任を果たすための契約内容の「質」が十分に維持されるためには、国の認定に係る業務、特殊性の強い国際協力や国際会議などを含めた環境省における調査研究等については、形式的な契約方式に当てはめるばかりでなく、複数年を前提とした調達にするなどの工夫を加えて、適切な契約方式を選択する手法を確立することが求められる。
- 前年度の事業結果を受けて行う事業については、その成果報告書の公表と発注時期の関係等によっては、それが結果的に競争参加の妨げとなる場合もあるので、十分留意すること。
- 諸外国と連携して事業を行う場合、会計年度の違いによって、事業の円滑な執行に支障が出る場合もあるので、契約方法ばかりではなく、予算要求の段階から、事業の継続が可能となる方法を検討することが望ましい。
- 調査研究毎に、きちんとした事後チェックのもとに、次年度以降の調査研究を組み立てていくことが、以前にも増して重要。
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第21条の3においては、民間団体の公共サービスへの参入機会の増大等として、契約の相手方を選定するに当たり、価格に加えて民間団体が有する専門性などの要素を適切に評価することになっているので、それを活用していくことも一考である。

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

(A票:継続支出、一者応札等)

①

担当部局: 水・大気環境局土壌環境課

物品役務等、公共工事等の名称		土壌汚染調査・対策手法検討調査業務【継続支出】		
契約により行う事業の概要		本業務は、土壌汚染対策法の調査・対策手法に係る技術的な課題及び制度・運用上の課題について知見を収集し必要に応じて見直しを行うことを目的としている。具体的には、同法に係る要措置区域等における土地の形質を変更する際の施行方法に関する基準の検討(室内モデル試験等を含む)や、同法の調査・対策における自然由来汚染土壌の取り扱いの整理・検討を行うものである。		
契約の状況 (過去3年度)	年度	平成24年度	平成25年度(移行年度)	平成26年度
	契約者名	(社)土壌環境センター	(一社)土壌環境センター	(一社)土壌環境センター
	契約形態	一般競争(総合評価落札方式)	一般競争(総合評価落札方式)	一般競争(総合評価落札方式)
	応札者数	1 (3)	1 (2)	1 (2)
	支出額(千円)	9,450	29,400	29,700
事項		<p>1. 契約形態・契約条件の妥当性</p> <p>本業務は土壌汚染対策法に係る深い知識と優れた提案力、試験実施及び解析能力が求められる。業務履行の確実性を担保するためには、一定水準以上の専門知識及び土壌汚染対策法及びその関連法令に係る理解力や知識などを事前に十分確認する必要がある、総合評価落札方式による契約方法は妥当である。</p> <p>2. 競争性を確保するための取組み</p> <p>仕様書内容を具体的に書くことで、業務内容がより分かるように改善し、受注者の参加機会の確保に努めている。</p> <p>3. 当該法人以外の者による実施の可能性</p> <p>専門的な調査業務であるものの、土壌汚染対策法に係る知識及び一定の技術水準や、十分な業務実施体制を持っている者であれば実施は可能である。</p> <p>4. 国から見た業務上の成果</p> <p>業務で得られた成果として、土壌汚染対策法のフォローアップや円滑に施行されるための各種施策を引き続き実施していくための知見・データの集積となっている。更に得られた知見等に基づき必要に応じて土壌汚染対策法の調査・対策に係るガイドラインの改定等が行われている。</p> <p>5. 継続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>改正土壌汚染対策法施行5年後の見直しに向けて土壌汚染調査・対策手法に係る技術的な課題及び制度・運用上の課題について知見を集積、見直しの検討をしていく必要性があり、当該業務を継続して実施することはきわめて重要。</p>		
物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント		本業務においては、当法人が知見・実績で秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、その改善に努めるとともに、業務の効率化と質の向上に努めること。		

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

(A票:継続支出、一者応札等)

②

担当部局: 総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

物品役務等、公共工事等の名称		環境カウンセラー事業運營業務【一者応札】【継続支出】		
契約により行う事業の概要		環境カウンセラー登録制度の運用を図るために必要な業務を環境カウンセラー全国事務局として実施するもの。具体的には、環境カウンセラーの公募・審査・登録業務、更新申請等に関する業務、環境カウンセラーサイト「活動報告」の受付・掲載、問合せ対応、その他諸手続きに関する業務、環境カウンセラーデータベース等への対応、環境カウンセラー研修に関するサポート業務、及び環境カウンセラー登録制度の今後の方針に関する検討会の設置・運営等業務を行う。		
契約の状況 (過去3年度)	年度	平成24年度	平成25年度(移行年度)	平成26年度
	契約者名	(財)日本環境協会	(公財)日本環境協会	(公財)日本環境協会
	契約形態	一般競争(総合評価落札方式)	一般競争(総合評価落札方式)	一般競争(総合評価落札方式)
	応札者数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	支出額(千円)	9,710	8,033	8,208
事項		<p>1. 契約形態・契約条件の妥当性</p> <p>本業務は、環境カウンセラー登録制度の運用を図るため必要な業務を環境カウンセラー全国事務局として実施するもの。多様かつ複雑さを増している環境問題に対応するためには、より現場のニーズに対応できる環境カウンセラーが求められることから、環境カウンセラーの公募・審査・登録業務の実施、更新申請等に関する業務等について及び実施体制について、提案書によってあらかじめ適切に対応出来るかどうか確認する必要があるため、総合評価落札方式による契約方法は妥当である。</p> <p>2. 競争性を確保するための取組み</p> <p>環境カウンセラーウェブサイトの作成及び運営管理に関する業務について、別発注により受注者の負担軽減を図り、参加機会の確保に努めている。</p> <p>3. 当該法人以外の者による実施の可能性</p> <p>専門的な知識を持つ環境カウンセラーからのニーズにも対応が必要であるものの、一定の技術水準を持っている者であれば実施は可能である。</p> <p>4. 国から見た業務上の成果</p> <p>適切な環境カウンセラー全国事務局運営の業務が行われることにより、環境カウンセラー登録制度の維持が可能となる。</p> <p>5. 継続的に実施させることの必要性・効率性(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>他の法人が実施主体となることは差し支えないが、環境カウンセラーに関する問合せ要望等については、事務局が仲介して環境カウンセラーに対応を求めるということから、全国事務局と環境カウンセラーからの信頼性は必須で有り、当該業務を継続して実施することはきわめて重要。</p>		
物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント		本業務においては、競争的な入札方式にもかかわらず、結果的に一者応札が続いている状況を鑑みて、引き続き複数者が入札に参入できるよう、その改善に努めること。		